

産業厚生常任委員会資料

令和4年9月5日

健康福祉部 社会福祉課 高齢介護課 健康課

こども未来部 こども教育課

産業振興部 商工観光課

加東市原油価格等高騰緊急経済対策補助金の対象者の拡大

目 次

加東市原油価格等高騰緊急経済対策補助金の対象者の拡大の概要	P 1
参考資料（現行制度）：加東市原油価格等高騰緊急経済対策補助金のご案内	P 2 ～ 4

加東市原油価格等高騰緊急経済対策補助金の対象者の拡大の概要

加東市原油価格等高騰緊急経済対策補助金の対象者を拡大し、物価高騰の影響を受けた市内の医療、介護、障害、保育等の事業者に対して補助金を支給し、事業継続を支援します。

1. 対象者（拡大）

- ① 中小企業基本法第2条第1項各号に該当し、市内に事業所を有する中小企業者
- ② 市内の農事組合法人又は集落営農組織
- ③ 市内で医療、福祉サービスの事業所を運営する法人（拡大）

対象者数：107事業者

医療施設（63事業者）	医院、病院、歯科、調剤薬局
介護施設（21事業者）	通所系（デイサービス、通所リハビリテーション） 訪問系（訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護） 施設系（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、特定入所者生活介護、グループホーム、小規模多機能型居宅介護）
障害者施設（12事業者）	居宅介護、生活介護、就労継続支援、放課後等デイサービス、グループホーム、地域活動支援センター
生活保護施設（1事業者）	救護施設
保育施設（10事業者）	認定こども園、認可保育所

2. 補助対象経費（変更なし）

- ① 光熱費・・・市内にある事業所で使用される電気代、ガス代、
- ② 燃料購入費・・・市内にある事業所で使用されるガソリン、灯油、軽油、重油

3. 補助金の額（変更なし）

1事業者当たりの補助上限額50万円（千円未満切捨て）

4. 予算（変更なし）

補助金が不足する場合は補正対応する。

5. 受付期間（延長）

令和4年8月1日（月）から令和4年10月31日（月）まで

（延長前：令和4年10月14日（金）まで）

6. 拡大実施の予定日

令和4年9月6日（火）

参考資料(現行制度)

加東市原油価格等高騰緊急経済対策補助金のご案内

市では、昨今の原油価格や物価の高騰により影響を受けた事業者のみなさまを対象として、原油高騰等の影響を緩和し、事業継続を支援するための補助金制度を設けました。

この補助金の申請受付を令和4年8月1日(月)から開始します。制度の概要や具体的な申請方法は、下記をご覧ください。

対 象 者

①または②を満たす事業者

- ①中小企業基本法第2条第1項各号に該当し、市内に事業所を有する中小企業者
※農業法人(会社法の会社又は有限会社)、個人農家も中小企業者になります。
- ②市内の農事組合法人又は集落営農組織
※農事組合法人及び集落営農組織については、「加東市水田農業ビジョン」に農業の担い手として記載されている方に限ります。

(注)中小企業者に該当しない会社以外の下記の法人は対象になりません。
社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、
公益社団・財団法人、学校法人、農業協同組合、生活協同組合、任意団体等

補 助 対 象 要 件

下記の全てを満たす事業者

- ①令和4年3月以前から市内で事業活動を開始し、かつ、今後も事業を継続する意思があること。
- ②加東市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年加東市条例第22号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者ではないこと。
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務を行うものではないこと。

(重要)

上記に加え、個人事業者は、補助対象となる事業(営業等・農業)収入が主たる収入であること。(事業収入が、年金・給与・不動産収入等の合計を上回っている必要があります。)

個人事業主の事業収入とは、確定申告書第1表の「収入金額等」欄のうち、「事業」欄に記載されるものを意味します。

補助対象経費

下記の①及び②に該当する経費

- ①光熱費・・・市内にある事業所で使用される電気代、ガス代
- ②燃料購入費（販売目的の費用は対象外）
・・・市内にある事業所で使用されるガソリン、灯油、軽油、重油

補助金の額

1事業者当たりの補助上限額50万円(千円未満切捨て)

令和4年1月から令和4年9月までのうち任意の3か月分の光熱費及び燃料購入費の合計額から、前年同時期分の合計額を差し引いた額（千円未満切捨て）について支給します。

※複数業種・複数店舗を経営する事業者であっても、1事業者となります。

※1事業者につき、補助金の申請は1回限りとします。

※【対象月の考え方】

光熱費・・・使用月 燃料購入費・・・購入月

申請書類

下記の書類を全てご提出下さい。

- ①申請書兼請求書及び誓約書（全申請者共通）
- ②今年と前年同時期の補助対象経費の内容及び支払いを証する書類の写し（全申請者共通）
 - 内容（使用月、購入月、支払金額等）が記載された書類
※請求書、領収書、レシート、クレジットカード売上票など
 - 上記と支払金額等が整合する次の書類（申請者名、支払い先の記載があるもの）
 - 〈口座振込の場合〉振込明細書又は口座通帳（表紙・該当の記帳箇所）
 - 〈口座振替の場合〉口座通帳（表紙・該当の記帳箇所）
 - 〈カード払の場合〉利用明細書及び口座通帳（表紙・該当の記帳箇所）
 - 〈現金払いの場合〉領収書及び現金出納帳（対象月分）

■法人の場合

- ③直近の確定申告書（別表一）及び法人事業概況説明書の写し（両面）
（確定申告書の写しには、收受日付印が押印されていること。e-Taxによる申告の場合は、「受信通知」を提出すること。）
- ④履歴事項全部証明書の写し（発行日から3か月以内のもの）
- ⑤法人名義の振込口座の通帳の写し
- ⑥その他事務局が必要と認める書類

■個人事業主の場合

【青色申告を行っている方】

- ③令和3年の確定申告書第一表及び第二表の写し及び所得税青色申告書決算書の写し（確定申告書第一表の写しには、收受日付印が押印されていること。e-Taxによる申告の場合は、「受信通知」を提出すること。）
- ④開業届等の写し（令和4年1月以降に開業した方のみ）
- ⑤申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- ⑥申請者本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ⑦その他事務局が必要と認める書類

【白色申告を行っている方】

- ③令和3年分の確定申告書第一表及び第二表の写し（確定申告書第一表の写しには收受日付印が押印されていること。e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を提出すること。）
- ④開業届等の写し（令和4年1月以降に開業した方のみ）
- ⑤申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- ⑥申請者本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ⑦その他事務局が必要と認める書類

■市内の農事組合法人又は集落営農組織（法人又は組織での申告がない場合）

- ③代表者名義の振込先口座の通帳の写し
- ④申請者本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ⑤その他事務局が必要と認める書類

申請方法

必要書類一式を簡易書留やレターパックなどの郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

➤ 提出先（郵送）

〒673-1341

加東市南山一丁目4番地2（加東市南山活性化支援施設内）

加東市原油価格等高騰緊急経済対策補助金事務局 宛

※郵送料は各自ご負担のうえ、封筒裏面に差出人の住所、事業所名又は氏名を記載してください。

申請受付

令和4年8月1日（月）から令和4年10月14日（金）まで ※締切日消印有効

【申請に係るお問い合わせ】令和4年8月1日（月）から

加東市原油価格等高騰緊急経済対策補助金事務局専用ダイヤル

TEL：0795（47）1301

受付時間：平日の午前10時から午後4時まで